

インボイス制度への対応はすすんでいますか!?

地域づくり推進協議会「インボイス学習会」を開催

・インボイス制度とは

インボイスとは「適格請求書」を意味し、売り手が買い手に対して適用税率や消費税額などを正確に伝えるために作成される、請求書や納品書、領収書などの書類のことで、インボイス制度は取引の買手が消費税の仕入税額控除を行う際にインボイス（適格請求書）の保存が必要となる制度です。売手はインボイス発行事業者の登録を受けた上で相手先にインボイスを交付しなければなりません。

インボイス制度は来年（令和5年）の10月1日から施行されるため、適格請求書発行事業者の登録は、来年の3月31日までに進行する必要があります。登録後はこれまで免税事業者であっても課税事業者として消費税の申告が必要になります。

しかし、この制度については「免税事業の取引が減るのではないか」、「事務作業が大幅に増える」など様々な声が聞こえてきています。では、一体どのような問題が生じるのか？地域づくり推進協議会では4月から6月にかけてオープン学習会を開催し、理解を深めました。議論の中では、インボイス制度そのものよりも、まず消費税の制度をまず知る必要があるのではないかと。学習会はそこからスタートしました。

・消費税の仕入税額控除の仕組み

3月決算の会社は、毎年5月末までに消費税を納めることになっていますが、納付税額はどのように決まるのでしょうか。

課税事業者の場合、販売にあたって10%ないし8%の消費税を付加します。しかし、この付加した金額の年間合計額を納税しているわけではありません。仕入税額控除というものが行われているからです。

私たちは、物を購入するときに消費税を払っています。商品の仕入はもちろん、お茶菓子代や社内食事会などの経費にも消費税を払っています。売上に付加した消費税総額

から、仕入や経費と一緒に払った消費税総額を仕入税額として差し引いた（控除した）額が納税額となります（図表-1）。

現在、消費税の仕入税額は領収書に記載している消費税額、あるいは支払額から割り返した消費税額全て差し引いていました。インボイス制度では様式を満たした請求書に記載されている消費税額のみが控除されます。福利厚生で使った飲食店の領収書が様式を満たしていない場合、その領収書に記載されている消費税額は仕入控除の対象となりません。この時、支払っている消費税は仕入控除できないので、単に価格を割り増して払っただけということになります。

・インボイス制度は、企業経営や地域経済に対する影響が大きい!

インボイス制度に対応した請求書には、図表-2にあるように、①売上先の氏名又は名称、②取引年月日、③税率ごとに区分して合計した対価の額、④売手の氏名又は名称及び登録番号、⑤取引内容、⑥税率ごとに区分した消費税額、以上6点の記載が必要になります。小売業や飲食店が発行するレシート等も同様の対応になります。

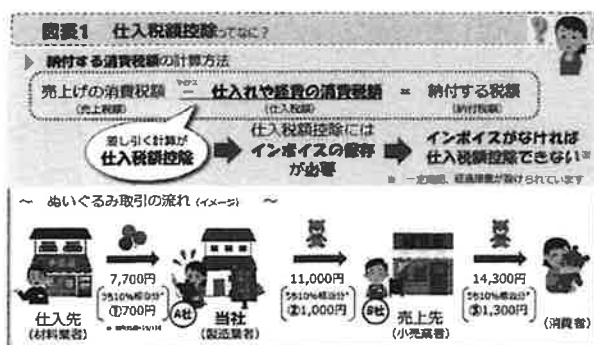
インボイス（適格請求書）発行についてはこれらを網羅すれば大丈夫ですが、問題はその運用で発生します。

①例えば、仕入や経費の請求書に必要な記載事項があるか確認が必要になります。登録事業者番号は実際に登録されているものなのかチェックが必要です。登録番号の記載がない、あるいは間違った番号が記載されている場合、正しい番号が記載されたものに差し替えてもらうか、あるいは既に支払った消費税を返還してもらう交渉が必要です。

②また、会社によっては親睦会等で使う飲食店について適格請求書発行事業者に限定をするかもしれません。反面、登録をしてない飲食店は知らない間に敬遠されて売上が落ちてしまうということも考えられます。

③建設業の場合、一人親方の業者と下請契約の契約後、免税事業者であることが判明したため支払い時に消費税相当額の値引きを強要すると下請業法違反となってしまうます。

④販売面についても、返品や値引きを行った場合、伝票を切って帳簿上のみで処理という訳にはいきません。返品インボイスや値引きインボイスとして適格請求書を発行しなくてはなりません。



図表2
インボイス発行事業者と見る場合…

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

※ 正確には、特に注意する項目です
※ 登録番号は、登録簿に税務署から通知される番号です

～ 請求書の対応例 ～

① 取引先の相手方(発注先)の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

日付	品名	金額
11/1	角 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/15	鶏肉 *	1,000円
11/29	チキンカツ	2,000円

④ 売手(当社)の氏名又は名称及び登録番号
⑤ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
⑥ 税率ごとに区分した適用税率

請求書
発注先 株式会社
発注番号 T1234...

⑤ 経理処理では、集金時に振込をするので集金に来なくても良い分の対価として振込手数料を差し引いて支払っている会社があると思います。この時、差し引かれた手数料を支払手数料という経費勘定科目に仕分する場合と売上値引で処理する場合とがあると思います。支払手数料で処理した場合は、振り込みをした会社をお願いして使用した金融機関のインボイスを入手しなくてはなりません。

学習会を通して、今回のインボイス制度は企業経営や地域経済に対する影響が大きいことが分かりました。

・インボイス制度で消費税額が1.5倍に!?

インボイス制度の影響について当社(おりなす建材)で試算してみました。商品仕入分のみ計算の計算なので、経費分の仕入税額控除が含まれていないことをお断りしておきます。

2022年3月期の年間商品仕入総額は約153,241千円(A)で、納付した消費税額は約250万円でした。

この時の商品仕入総額(A)の内訳を調べてみると、免税事業者と思われる業者からの仕入が約11,095千円になりました。この業者が全て免税業者のままだった場合、その10%(1,109千円)を消費税として当社が負担しなければなりません。つまり年間で約110万円の納税額が増えることになります(但し、2029年9月までは経過措置があります)。

当社は通常、消費税を250万円程度を納めていますので、このままだと1.5倍弱に増えることになります。

・経理処理では対応することがたくさんある!

今回の学習会を通じて、当社でも今やるべき対応策について、まずは、現状の経理業務でどのような作業が増えるのかについて経理担当と話し合いました。

売掛金が振込手数料を差し引いて入金された場合、振込手数料分は現在「支払手数料」という勘定科目で処理しています。制度導入後、同じ処理を続けると相手先から金融機関等のインボイスを入手してもらう必要があり、現実的でないため、「売上値引き」として我が社から値引き請求書を発行しないといけないこと、支払いを受けた場合、相手先の適格請求書発行事業者番号を国税庁のサイトから検索なくてはならないことなどを説明しました。現在導入している会計ソフトのままで対応できるのか、そうでなければIT補助金等を使って新しいものを導入すべきではないかなどの意見もでました。この話は今後継続して検討していきます。

また、取引先からインボイス制度への登録状況に関する調査票も届くようになりました。当社も仕入れ先に対して適格請求書発行事業者登録を行う意向かどうかを一社ずつ確認しておかなければならないという話になりました。もし、事業者登録を行わない場合には、消費税

を記載してあってもお支払いしない旨を封書等で事前にお知らせし、考えてもらう猶予が必要ではないかという意見も出ました。

制度施行まで1年強ありますが、もう既に対応を始めておかなければならないことが結構あることがわかりました。

今回のインボイス制度は中小企業に大きな影響を及ぼすと予測されます。インボイス制度についての情報収集を行うとともに一度、自社ではどれくらいの影響になるのか数値化してみることをお勧めします。

(地域づくり推進協議会担当理事 那須久司)

(公正取引委員会HP掲載資料)

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】
○ 「報酬総額11万円」で契約を行った。
○ 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約
報酬総額 11万円
下請事業者 A (個人事業者) 観事業者

② 取引完了後...
総額11万円 (インボイス番号なし)
免税事業者

③ よく見ると...
この請求書は、インボイス番号がないからAさんは免税事業者ということか...!
インボイス番号なし

④ 結果...
Aさん、あなたに免税事業者なら、消費税相当額は払えないなあ...
え、そんなあ...

➤ それ、下請法違反です!
発注者(買手)が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

参考資料: 国税庁ホームページ
インボイス制度特設サイト
公正取引委員会ホームページ